

## 事前協議書

摂津市長 あて

都市計画法第29条の規定による開発許可について以下のとおり協議を申出します。

協議申出者 (※) 住所  
氏名

開発者住所氏名	TEL								
開発等の区域の 名称 (地名・地番)									
設計者住所氏名 (代理人)	(担当者氏名) TEL								
開発等の区域の 面積	m <sup>2</sup>		予定建築物の用途						
市街化区域・市街化 調整区域の別	市街化区域・市街化調整区域		予定建築物 の延面積			m <sup>2</sup>			
用途地域	1種低専・2種低専・1種中高専・2種中高専・1種住居・2種住居・準住居・近隣商業・商業・ 準工・工業・工専・無指定								
その他規制法令等	宅地造成 規制区域	砂防指 定区域	風致 地区	生産 緑地	近郊 緑地	地区 計画	緑住外 地区	農振法に規定 する農用地区域	自然 公園
	内外	内外	内外	内外	内外	内外	内外	内外	内外
	災害防止上 保全すべき区域 ( )		野生動物の 要保護区域		土壌汚染対策法 形質変更時要届出区域 又は要措置区域		その他 ( )		
内外		内外		内外		内外			
開発区域が接続す る施設	道 種類	国道・府道・市道・私道・その他 ( ) (建築基準法第 条 項 号)					排 水	雨水 放流先	
	道 名称	(幅員 m)						汚水 排水先	
開発区域に含まれ る施設	里道 有・無	水路 有・無	都市計画施設 (道路、公園等)		(名称)				
登記事項証明書の 地目	宅地 ・ 雑種地 ・ 農地 ・ 山林 ・ その他 ( )								
農地転用許可	未 ・ 済 ( 年 月 日 )								
土地の現況	建築 物	土木構造物	建築物等有 る場合		用途				
	有・無	有・無			延面積	80 m <sup>2</sup> 以上・80 m <sup>2</sup> 未満			
					撤去の有無	有 ・ 無			
開発行為等に係る 工事費	500万円以上 ・ 500万円未満 (工事費は、宅地造成等に係る造成及び工作物等の新設、撤去等の費用の合計で記入)								

## (※) 注意事項

- 協議申出者を記名し、の中の事項について記入してください。  
(協議申出者は開発者、設計者及び代理人のいずれかとします。)
- この協議書は、標記許可手続き等の事前協議のほか他法令所管部局等との協議調整を行う目的で利用します。
- この協議書を紛失されますと、再度事前協議が必要になりますので、大切に保管してください。

現場調査	令和 年 月 日	市町村受付		
有効期間	返却年月日 (令和 年 月 日) から1年	受付年月日		
備考		令和 年 月 日 第 号		

別表（添付図書）

種 類	明示すべき事項	縮 尺	
位 置 図 配 置 図	方 位 地 形 開発等の予定地 周辺土地利用状況 (予定地中心半径300m) 最寄交通機関からの経路 市街化区域、市街化調整区域、 自然公園等の区域	1/2500 以上	○
現 況 図	方 位、開発等区域の境界 土地の地番、形状、断面 開発等の区域に含まれる公共施設 及び都市計画施設の位置、形状	1/500 以上	○
土地利用計画図	方 位、開発等区域の境界 計画公共施設の位置、形状 予定建築物等の用途、規模、位置 接続道路の種類、名称、幅員 建築敷地境界線、道路後退線	1/500 以上	○
排水計画平面図	雨水、雑排水、汚水の経路	1/500 以上	○
造成計画平面図 造成計画断面図	方 位、開発区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面 地盤高 切土又は盛土の別 ガケ又は擁壁の位置及び形状、種類	1/500 以上	○
地 籍 図			○
予 定 建 築 物 の 平 面 図 ・ 立 面 図		1/100 又は 1/200	※ ○
その他必要と認める図書（  ）			

※必要な場合のみ添付

## 注 意 事 項

1. この事前協議は、法に基づく申請に先だってあらかじめ開発等の計画の概要について、市長と協議し、指導を受けるものです。また、必要に応じて本事前協議書を利用して、他法令所管部局等との協議調整を行います。
2. 開発等をしようとする者は、この事前協議書に必要事項を記入の上、別表に掲げる図書を添付して下さい。
3. 法に基づく申請は、この事前協議書に定められた有効期間内に行って下さい。万一、有効期間を経過した場合、事前協議の効力がなくなることがありますので十分注意して下さい。
4. 事前協議書の有効期間は、事前協議が完了したとして市長が事前協議書を返却した日から起算して1年です。  
なお、有効期間内に法に基づく申請ができない旨の理由書を提出し、市長がやむを得ないと認めたときに限り、1年以内で有効期間を延長することができます。
5. この事前協議書の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。
6. この事前協議が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。
7. なお、本事前協議書（添付図書含む）および事前協議結果回答（指導内容含む）については、情報公開条例の対象です。